

報告第16号

令和2年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

令和3年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

## 令和2年度健全化判断比率

単位：％

名称	算定比率	早期健全化基準
実質赤字比率	—	11.25
連結実質赤字比率	—	16.25
実質公債費比率	5.1	25.0
将来負担比率	49.3	350.0

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されません。そのため算定比率には、「—」を記載しています。

## 令和2年度公営企業の資金不足比率

単位：％

名称	算定比率	経営健全化基準
つくば市 水道事業会計	—	20.0
つくば市 下水道事業会計	—	20.0

※ 各会計において資金不足額がないため、資金不足比率は算定されません。そのため、算定比率には、「—」を記載しています。

令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率		健全化判断比率	平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(千円・%)						
つくば市		実質赤字比率	-	-	-	11.25	20.00	区分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	分母比	
		連結実質赤字比率	-	-	-	16.25	30.00	元利償還金(公債費充当一般財源等額)(6)		4,286,174	4,550,048	4,807,171	10.1	
		実質公債費比率	6.3	6.1	5.1	25.0	35.0	満期一括償還地地方債に係る年度割相当額(7)		0	0	0	-	
		将来負担比率	58.2	58.3	49.3	350.0		公営企業債の元利償還金に対する繰入金(8)		2,482,287	2,263,823	907,790	1.9	
		実質赤字比率(千円・%)						実質公債費比率(3か年平均)						
会計名		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	分母比			区分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	分母比	
一般会計等	一般会計	2,184,192	3,706,241	4,364,553	8.4			標準財政規模(2)		48,158,968	50,296,164	52,287,782	110.1	
	公平委員会	437	312	1,004	0.0			算入公債費等の額(12)		5,179,574	4,951,298	4,797,269	10.1	
									分子(6)~(11)の合計-(12)(13)		2,538,700	2,609,769	1,822,228	3.8
									分母(2)-(12)(14)		42,979,394	45,344,866	47,490,513	100.0
									実質公債費比率(単年度)(13)/(14)×100		5.9	5.8	3.8	
									実質公債費比率(3か年平均)		6.3	6.1	5.1	
									内訳					
									10 債務負担行為					
									PFI事業に係るもの					-
									いわゆる五省協定等に係るもの		248,325	218,755	218,849	0.5
								国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの		78,446	76,241	76,241	0.2	
								地方公務員等共済組合に係るもの					-	
								社会福祉法人の施設建設費に係るもの					-	
								損失補償・債務保証の履行に係るもの					-	
								引き受けた債務の履行に係るもの					-	
								その他上記に準ずるもの		591,623	427,008	584,310	1.2	
								利息補給に係るもの		31,419	25,192	25,136	0.1	
								将来負担比率(千円・%)						
会計名		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	分母比	資金不足比率		区分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	分母比	
公営企業会計	水道事業会計	1,135,701	1,623,229	1,581,633	3.0			26 将来負担額		53,912,029	53,970,037	54,817,726	115.4	
	下水道事業会計	239,516	1,217,861	0	0.0			債務負担行為に基づく支出予定額(16)		13,261,636	12,995,481	13,023,366	27.4	
									公営企業債等繰入金見込額(17)		27,375,380	24,983,950	18,722,722	39.4
									組合等負担等見込額(18)					-
									退職手当負担見込額(19)		4,795,467	3,401,069	3,368,128	7.1
									設立法人等の負債額等負担見込額(20)		20,393	0	0	0.0
									連結実質赤字額(21)					-
									組合等連結実質赤字額負担見込額(22)					-
									27 財源等可		12,539,692	11,851,766	8,918,945	18.8
									充当可能基金(23)		14,931,699	13,474,569	16,778,968	35.3
								充当可能特定歳入(24)		46,837,459	43,583,262	40,791,888	85.9	
								基準財政需要額算入見込額(25)		99,364,905	95,350,537	89,931,942	189.4	
								将来負担額(26)		74,308,850	68,909,597	66,489,801	140.0	
								充当可能財源等(27)		48,158,968	50,296,164	52,287,782	110.1	
								標準財政規模(2)		5,179,574	4,951,298	4,797,269	10.1	
								算入公債費等の額(12)		25,056,055	26,440,940	23,442,141	49.3	
								分子(26)-(27)(28)		42,979,394	45,344,866	47,490,513	100.0	
								分母(2)-(12)(29)		58.2	58.3	49.3		
								将来負担比率(28)/(29)×100						
								内訳						
公営事業会計	国民健康保険特別会計	121,648	282,346	681,592	1.3			16 債務負担行為						
	介護保険事業特別会計	169,315	309,247	375,490	0.7			PFI事業に係るもの					-	
	後期高齢者医療特別会計	11,752	8,641	4,708	0.0			いわゆる五省協定等に係るもの		1,225,374	1,025,730	846,407	1.8	
									国営土地改良事業に係るもの		554,479	478,238	401,997	0.8
									森林総合研究所等が行う事業に係るもの					0.0
									地方公務員等共済組合に係るもの					-
									依頼土地の買い戻しに係るもの		6,778,013	6,813,666	6,848,669	14.4
									社会福祉法人の施設建設費に係るもの					-
									損失補償・債務保証の履行に係るもの					-
									引き受けた債務の履行に係るもの					-
								その他上記に準ずるもの		4,703,770	4,677,847	4,926,293	10.4	
								17 企業債等繰入		26,557,740	2,453,901	18,535,926	39.0	
								下水道事業会計		817,640	440,049	186,796	0.4	
								水道事業会計					-	
								その他の会計		0	0	0	-	
								20 セク社等		0	0	0	-	
								地方道路公社に係る将来負担額		0	0	0	-	
								土地開発公社に係る将来負担額		0	0	0	-	
								その他第三セクター等に係る将来負担額		20,393	0	0	0.0	
実質黒字額・資金剰余額合計(3)		3,862,561	7,147,877	7,008,980	13.4									
実質赤字額・資金不足額合計(4)		0	0	0	-									
合計(3)+(4)(5)		3,862,561	7,147,877	7,008,980										
標準財政規模(2)		48,158,968	50,296,164	52,287,782										
連結実質赤字比率-(5)/(2)×100		8.02	14.21	13.40										

※早期健全化基準及び財政再生基準は、令和2年度決算の基準である。

令和2年度

つくば市健全化判断比率及び  
資金不足比率審査意見書

つくば市監査委員

# 目次

## 令和2年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の方法	1
第4	審査の結果	1
1	健全化判断比率の状況	1
	(1) 実質赤字比率	
	(2) 連結実質赤字比率	
	(3) 実質公債費比率	
	(4) 将来負担比率	
2	資金不足比率の状況	6
3	審査意見	6

3監第78号  
令和3年(2021年)8月3日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市監査委員 高 橋 博 之

つくば市監査委員 石 川 寛

つくば市監査委員 神 谷 大 蔵

令和2年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率審査  
意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和3年(2021年)7月21日付け3つくば財第173号にて審査に付された令和2年度つくば市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出します。

## 令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

### 第1 審査の対象

- 1 健全化判断比率
  - (1) 実質赤字比率
  - (2) 連結実質赤字比率
  - (3) 実質公債費比率
  - (4) 将来負担比率
- 2 資金不足比率
- 3 審査に付された比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

### 第2 審査の期間

令和3年（2021年）7月21日から令和3年（2021年）8月3日まで

### 第3 審査の方法

審査に当たっては、市長から審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として計数を確認するとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

### 第4 審査の結果

審査に付された令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。当年度の各比率は、次のとおりである。

#### 1 健全化判断比率の状況

(単位：%)

比率名	2年度	元年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
(1) 実質赤字比率	—	—	—	11.25	20.0
(2) 連結実質赤字比率	—	—	—	16.25	30.0
(3) 実質公債費比率	5.1	6.1	△ 1.0	25.0	35.0
(4) 将来負担比率	49.3	58.3	△ 9.0	350.0	—

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率「—」表示は、それぞれ赤字がないことを示している。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等（一般会計及びつくば市等公平委員会特別会計）の実質赤字の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表わすものである。

※ 標準財政規模は、地方公共団体の経常的一般財源（用途が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源）の標準的な大きさを示す指標で、標準税収入額等（地方税、地方譲与税等の理論上標準的な収入見込額）に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加えた額である。

#### 【実質赤字比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分	実質収支額		
	2年度	元年度	30年度
一般会計	4,364,553	3,706,241	2,184,192
つくば市等公平委員会特別会計	1,004	312	437
一般会計等実質収支額	4,365,557	3,706,553	2,184,629
実質赤字額 A	△ 4,365,557	△ 3,706,553	△ 2,184,629
標準財政規模 B	52,287,782	50,296,164	48,158,968
実質赤字比率 A/B×100	－ (△8.34)	－ (△7.36)	－ (△4.53)
早期健全化基準	11.25		
財政再生基準	20.0		

(注) 実質赤字比率は算定した結果が赤字でないため、「－」で表示した。( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計（財産区を除く）並びに公営企業会計全ての会計の赤字や黒字を合算し、市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを表すものである。



【連結実質赤字比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分	2年度	元年度	30年度
一般会計等（実質収支額） A	4,365,557	3,706,553	2,184,629
一般会計	4,364,553	3,706,241	2,184,192
つくば市等公平委員会特別会計	1,004	312	437
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業 B に係る特別会計以外の会計（実質収支額）	1,061,790	600,234	302,715
国民健康保険特別会計	681,592	282,346	121,648
介護保険事業特別会計	375,490	309,247	169,315
後期高齢者医療特別会計	4,708	8,641	11,752
公営企業会計（資金不足・剰余額） C	1,581,633	2,841,090	1,375,217
水道事業会計（法適用企業）	1,581,633	1,623,229	1,135,701
下水道事業会計（法適用企業）	0	—	—
下水道事業特別会計（法非適用企業）	—	1,217,861	239,516
合 計 (A+B+C) D	7,008,980	7,147,877	3,862,561
標準財政規模 E	52,287,782	50,296,164	48,158,968
連結実質赤字比率 D/E×100	－（△13.40）	－（△14.21）	－（△8.02）
早期健全化基準	16.25		
財政再生基準	30.0		

(注) 連結実質赤字比率は算定した結果が赤字でないため、「－」で表示した。( )内の数値は計算結果に基づく数値を参考として表示した。

なお、当年度から下水道事業特別会計が公営企業会計に移行している。

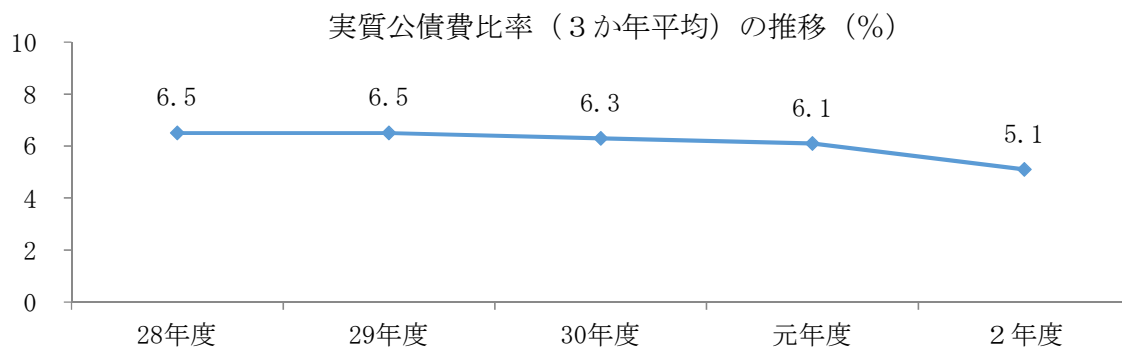
### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、借入金(地方債)の返済額及びこれに準ずる経費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものである。

#### 【実質公債費比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分		2 年度	元年度	30年度
元利償還金	A	6,453,707	6,224,718	6,067,670
準元利償還金	B	1,812,326	3,011,019	3,432,100
特定財源	C	1,646,536	1,674,670	1,781,496
元利償還金・準元利償還金に係る 基準財政需要額算入額	D	4,797,269	4,951,298	5,179,574
標準財政規模	E	52,287,782	50,296,164	48,158,968
単年度実質公債費比率 (A+B)-(C+D)/(E-D)×100		3.8	5.8	5.9
実質公債費比率 (3か年平均)	30年度～2年度	5.1	6.1	6.3
	28年度～29年度	6.5	6.5	6.5
早期健全化基準		25.0		
財政再生基準		35.0		



### (4) 将来負担比率

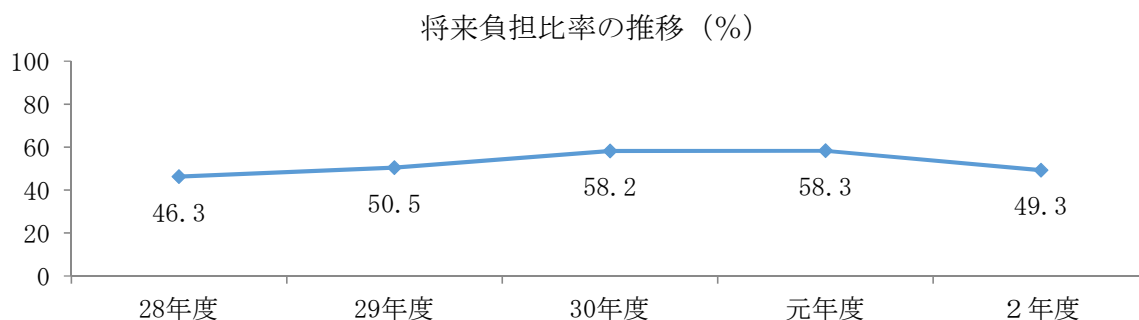
将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。これは、一般会計等の借入金や将来支払う可能性のある負担等現時点での状況を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを表すものである。

【将来負担比率の状況】

(単位：千円、%)

区 分	2 年度	元年度	30年度
将来負担額 ※ 1 A	89,931,942	95,350,537	99,364,905
充当可能財源等 ※ 2 B	66,489,801	68,909,597	74,308,850
標準財政規模 C	52,287,782	50,296,164	48,158,968
基準財政需要額 算入公債費等の額 D	4,797,269	4,951,298	5,179,574
将来負担比率 [(A-B)/(C-D)]×100	49.3	58.3	58.2
早期健全化基準	350.0		

(注) 将来の財政悪化の可能性を示す指標であるため、財政再生基準は設定されていない。



※ 1 将来負担額 [アからキまでの合計額]

- ア 当年度末における一般会計等に係る地方債の残高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- エ 組合等が起こした地方債の償還に係る地方公共団体の負担等見込額
- オ 退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額
- カ 設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 組合等の連結実質赤字相当額に係る一般会計等負担見込額

※ 2 充当可能財源等 [アからウまでの合計額]

- ア 地方債の償還額等に充当可能な基金
- イ 地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入
- ウ 地方債の償還等に要する経費として基準財源需要額に算入されることが見込まれる額

## 2 資金不足比率の状況

資金不足比率は、各公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営状況の深刻度を表すものである。資金不足比率算定の対象となるのは、地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する事業及び地方財政法施行令第46条に規定する事業である。

### 【資金不足比率の状況】

(単位：千円、%)

会計名	資金不足額 A	事業の規模 B	資金不足比率 A/B	令和2年度 資金不足比率	経営健全化 基準
水道事業会計	—	4,923,224	—	—	20.0%
下水道事業会計	—	4,200,777	—	—	

(注) 「—」表示は、該当数値がないことを示している。

## 3 審査意見

令和2年度における健全化判断比率等のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率については、実質赤字あるいは資金不足が発生していないため、各比率は算定されない。実質公債費比率及び将来負担比率について、実質公債費比率は5.0%で、前年度と比較して1.1ポイント改善し、将来負担比率は52.4%で、前年度と比較して5.9ポイント改善した。

つくば市の健全化判断比率は早期健全化基準を、資金不足比率は経営健全化基準を下回っており財政の健全性が保たれていることが認められた。

今後とも自主財源の確保を図るとともに、合理的な歳出削減を行うなど、更なる健全な財政運営に向けてより一層の努力を期待するものである。

### <参考> 健全化判断比率等の対象となる会計の範囲

普通会計	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
	一般会計等に属する特別会計	公平委員会特別会計					
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計					
公営企業会計	法適用公営企業	水道事業会計 下水道事業会計					公営企業会計ごとに算定
一部事務組合・広域連合			※つくば市は非該当				
地方公社・第三セクター等			※つくば市は非該当				